

天皇の代替わりと憲法—私たちの平和的生存権が脅かされている—

東京告白教会 信教の自由を守る日記念講演会 2019 年 2 月 5 日 (火)

於 世田谷区烏山区民センター

笹川紀勝

はじめに

主題を考えるときそもそも「天皇」とは何か、そして、その問いをどのような視点から考えるかが問われます。私には、2 年前に天皇制に抗するものは何かと題して講演する機会があり、その準備のためにポツダム宣言の受諾過程を調べました。そして、ポツダム宣言の制定過程を洗うことを通して一つの文献に出会いました。この文献は Arnold-Forster, W., *Charters of the Peace*, London, Victor Gollancz, 138pp., 1944 でした。なんと日本の大学図書館では 2 冊しか所蔵していません。しかも偶々私がかつて勤務していた明治大学図書館に 1 冊ありました。幸いにアイスランドの古本屋からも別に郵送されてきました。こういう希少価値の本を手に入れたことはうれしい。その後いくつかの大学図書館で所蔵しているイギリスの Morton, H. V., *Atlantic Meeting*, Methuen, 160pp., 1943 も手に入りました。チャーチルとルーズベルトが 1941 年大西洋のどこかで U ボートを避けてイギリス戦艦上で極秘会談をした結果生まれたのが大西洋憲章です (後に国連憲章に拡大される)。そして、後述しますが、大西洋憲章を通して、これまで日本の天皇制研究にあてられなかったところに光をあてることが出来たことはもっとうれしい。これらの本は本日の主題を掘り下げるのに役立ちます。この視点から主題をみてみましょう。

1. 議論の出発点

言うまでもないことですが、天皇の代替わりの基礎には憲法があります。そのために、憲法は天皇をどう定めているかを考えなければなりません。ところが天皇について憲法は必ずしも基本的なことのすべてを定めていません。ここから述べます。

日本国憲法が公布されたとき、象徴天皇の地位には明治憲法の下で天皇であった昭和天皇がいました。いったいどうやって昭和天皇は象徴天皇の地位につくことが出来たのでしょうか。たしかに、日本国憲法第 1 条は象徴天皇制を定めていますが、その選任・就任の手続は定めていません。選任・就任の手続きがない以上昭和天皇が象徴天皇になった理由は法的には説明が出来ません。そうしますと、日本国憲法の象徴天皇制の前提には明治憲法の天皇制が事実として前提されていたといわざるを得ません。そのために、日本国憲法

と明治憲法との二つの憲法の組織原理の違いに応じて第 1 条は運用されることになりすから、問題はその違いをどうとらえるかでしょう。

2. 憲法史における大西洋憲章

ポツダム宣言受諾によって天皇制は存続しました。ふつうそう考えられています。ところで、アメリカ合衆国国務省内で議論されていたポツダム宣言の原案には「**現皇統のもとにおける立憲君主制を含みうる**」とありました。しかし、アメリカ国内の批判的な空気を考慮して原案が修正され、「日本国国民の自由に表明せる意思」により政府が樹立されるというポツダム宣言第 12 項が生まれました。

日本政府は 1945 年 8 月 10 日天皇の統治大権を変更する要求を包含していないという了解の下にポツダム宣言を受諾するとアメリカに申し入れました。その回答の中にあつた次の項目が重要でした。

「最終的の日本国の政府の形態は『ポツダム』宣言に遵ひ日本国国民の自由に表明せる意思により決定せらるべきものとす」。

政府は、ポツダム宣言の言葉を引用して回答（バーンズ国務長官回答）してきたと読み取り、「敵側としては本問題については内政干渉の意図無く国民の自由意思に委すべし」と解釈します。東郷茂徳外相は戦後（1945.9）振り返ってコメントします（外務省編・終戦史録）。

「国民の自由意思によりて政府の形態を決定するの考え方は**大西洋憲章**にも記載せられポツダム宣言も同様の趣旨に出て居るものなり、即ち日本の国体は日本人自身が決定すべき問題であつて外部よりこれに干渉するものに非ずという意味に解すべきである」。

以上によれば、ポツダム宣言第 12 項の「国民の自由に表明せる意思」に基づく政府樹立は、1941 年のルーズヴェルトとチャーチルの宣言した大西洋憲章の**政体選択の自由**に由来し、その意味は「国民の自由意思によりて政府の形態を決定するの考え方」（東郷）です。もっとも国民の自由意思を決定するのは政府でした。なぜなら、内政不干渉であればアメリカが日本の国民の自由意思の決定のしかたを強制できないからです。

今述べました大西洋憲章の政体選択の自由がポツダム宣言の土台になっていることに気付かれたでしょうか。東郷はたんに思い付きで政体選択の自由を述べているわけでありませんし、東郷を裏付けるために当時外務省は大西洋憲章を相当に研究していたでしょう。

ところで、バーンズ回答をめぐって日本政府内に対立する方向が現れました。①阿南^{イブチカ}惟幾陸相を中心とし、人民の意思とは国体と矛盾するとして軍部は受諾を拒否する。②東郷外相を中心とし、「国民の自由意思が天皇制護持にある事はあまりに明白」であり、ポツダム宣言を受諾する。そこで、1945年8月14日天皇の聖断によってポツダム宣言が受諾され、8月15日に終戦となりました。したがって、大西洋憲章は、日本にポツダム宣言を受諾させる誘導的な働きをして天皇制の護持を正当化し、降伏に到らせるのに役立ったと評価されますから、大西洋憲章から天皇制をみることは適切ではないかと私は考えるようになったのです。同時に、この自由による天皇制護持は軍部の主張に抗する意味ももっていました。

3. 憲法改正における国民主権の登場

1945年12月28日モスクワ外相会議で極東委員会と対日理事会の設置が決まりました。極東委員会の発足はアメリカを緊張させたらしく、アメリカはマッカーサーにただちに指令しました（1946.1.7）。

「日本における最終的な政治形態は、日本国民が自由に表明した意思によって決定されるべきではあるが、天皇制を**現在の形態で維持することは**〔統治体制改革のための〕一般的な目的に合致しない。」

アメリカが天皇制の「現在の形態」を維持できないと判断したことによって、天皇制に関して日本国民の自由に表明せる意思と政体選択の自由は両立するという考えで終戦を乗り切った日本政府は以後揺さぶられます。

1946年2月1日毎日新聞の**松本憲法試案のスcoop**が人々を驚かせました。折しもGHQのホイットニーはマッカーサーに助言をします。極東委員会が憲法問題で決定するまでは総司令官の権限が最高である、および、松本試案は天皇の地位を実質変更しないから彼らに「方向を与える」ことが賢明であると。また、GHQ 民政局の会合でホイットニーは次のようにいいました（1946.2.4）（高柳他編・憲法制定の過程）。

「新しい憲法を起草するに当たっては、**主権を完全に国民の手に与える**ということを強調すべきである。天皇の役割は、社会的君主の役割のみとさるべきである。」

そうしますと、国民主権が日本国憲法の構成原理として登場するのは2月4日です。この日を境に日本国民の自由に表明せる意思とは**主権者である国民**の意思であることが顕在化されます。

4. ポツダム宣言第12項の「国民」とは誰か

(1) 政府の憲法改正草案まで：天皇の発議か憲法の適正な運用か

内大臣近衛文麿はマッカーサーから憲法改正の示唆があったと受け止め、天皇の発議を前提に明治憲法の改正にとりかかりました。しかし、宮沢俊義は、議会のある現在、天皇の発議は明治憲法に反する、明治憲法の改正を問題とすべきでなく、「人民が直接間接に国政に参与」することを妨げていたいろいろな障害を取り除くことがポツダム宣言の求める日本の民主化のためにすべきことであると批判します（毎日新聞 1945.10.16、19）。美濃部達吉も同様に述べます（朝日新聞 1945.10.22）。ところが佐々木惣一は内大臣府を擁護します（毎日新聞大阪版 1945.10.21）。

天皇制を前提とするこうした時代の空気を反映するように、『世界』創刊号（1946.1）の「発刊の辞」は、連合国の指令する民主主義などの「趣旨は既に柄として明治維新に於ける五箇条の御誓文」に言及します（柄：『国体の本義』にある言葉で、「光り輝く」こと）。その雑誌の中で、安倍能成は「アメリカそのまゝの民主主義の模倣的再現を試みる積りのないことは、アメリカ人自身の^{ツト}夙に言明せる所である」といい、美濃部もポツダム宣言は君主制の下における民主主義をいうのであって国民主権を意味しないといっています。

(2) 政府の憲法改正草案ではどうか：国民主権

宮沢は、1946年3月6日に発表された政府の憲法改正草案はリンカンの言葉を「そっくりそのまま自らのものとし、日本の政治は『人民の、人民による、人民のための政治』であるべきだとしてゐる」といい、改正案前文の箇所に圈点を付けて示します。すなわち「日本国民は……国民至高意思を宣言し、国政を以て其の權威は之を國民に承け、其の權威は國民の代表者之を行使し、其の利益は國民之を享有すべき崇高なる信託なり」。彼は「8月革命によって日本の政治の根本精神は神権主義から国民主権主義に変わった」、「終戦によって、つまりひとつの革命が行われた」といいます（宮沢・世界文化 1946.5）。

そこで、宮沢は憲法改正案審議に際し国務大臣金森徳次郎に、ポツダム宣言の受諾は国民主権主義の承認を意味すると信じるがどうかと質問しました。金森は「当然に国民主権と云ふことになるとの論決は得ませぬ」と答えました（90 議会貴族院議事速記録 23）。したがって、国民主権はポツダム宣言の受諾に際し要求されていたという意見とそうでないという意見とがあったことが分かります（横田・国際法外交雑誌 45.1-2）。しかし、憲法改正案は国民主権をとっているという理解では宮沢・金森は一致します。問題は国民主権の理解の中身にあります。

戦後も日本国家の「歴史的倫理的特質」としての天皇に終生変らない敬愛の念を持ち君

主制を肯定し（美濃部・世界他）、8月革命説のようなキャッチフレーズを言っていないとしても、美濃部が天皇は国民に含まれるという意見を否定したことは重要です。なぜなら、美濃部がその意見を否定しているのは、金森が議員らに「国家意思の現実的源泉……は、天皇を含めたる国民全体にあり」と答弁したことへの批判だからです。美濃部は京都夕刊紙への回答（1946.9.22）で次のようにいいます。

「主権が国民に属することを認むるものは即ち主権が君主に属することを否定する趣旨にほかならぬ。随^{シタガ}って主権が天皇をも含む国民に属すといふやうなことを謂ふのは全く無意味である。若し天皇が国民の中に含まれるとすればそれは最早天皇ではなくして一般国民と平等の地位に在る一個人に過ぎない」。「改正憲法草案は従来の憲法に於ける君主主権主義を根本的に変革して**国民主権主義を国家組織の根柢と為さんとする**」。

こうして美濃部は、国民主権か君主主権かの択一的な関係を踏まえながら、国民主権が天皇制に対してその内容を貫徹してやまない規範的な性質を持つ憲法論を示唆します。したがって、憲法研究会メンバーである横田・鈴木・鵜飼が共通な命題のように共著『新憲法と主権』の巻頭論文に美濃部の京都夕刊紙への回答を再録した意図が分かります。そのうえ、鵜飼は、美濃部の中には信じる者にのみ有効な歴史的倫理的特質を持つ天皇観があると認識しつつ、その観念は日本国憲法の制定によって消滅したと主張し、平等原則に立つ共和制を主張します（鵜飼・新憲法と主権；憲法）。

①国民主権の国民とは「国籍」保持者の意味ではなく、「歴史的に国民として自己を意識する様になった人々の一体」である。この意識は国民大衆と区別された特権的支配階級に対立して生まれた。だから「国民に対立した一切の要素が、国民の内に包含されて一体となると解される様になる為めには、それはその**すべての特権を捨てて**、国民の一員と化することによっての外にはない。それは、**天皇、貴族、軍閥、官僚、財閥の何れの場合でも同様である。**」

②国民主権を明瞭にするには人民の言葉の方がいい。「People」の訳語としても人民の訳が従来の慣用語である。国民とは人民である。国民主権は「ポツダム宣言が明白に宣言した」ように、憲法制定も法律制定も、公務員の任免も裁判行政も「**盡く国民の手に在る**」ことをいう。

実際、国民主権論の核心を突く論点を美濃部は提起し、鵜飼たちは美濃部をフォローしました。しかし、鵜飼らの受け入れた新たな憲法論の展開を示唆する美濃部像と象徴天皇

を「君主」と捉えて歴史的倫理的特質に固執する美濃部像との間には思想的に矛盾があります。この矛盾に対応するように、家永三郎は、美濃部の中には、「正義の規範力」による立憲主義的解釈を強調する側面と明治憲法の枠内だけでものを考える思考様式の「習い性と化した」側面があるといいます（家永・美濃部達吉）。この厳しい指摘はそうでしょう。しかし、美濃部を祖述するのではなく、家永の指摘するジグザグな美濃部の思想の中からあるべき憲法論をつかみ取った鵜飼らの美濃部理解の方法は今も参考にならないでしょうか。

(3) 主権の転換をあいまいにする見方

それでは、鵜飼らの主権論と違う見方を次に見ましょう。

佐々木は、ポツダム宣言受諾の申し入れに対する回答は「日本人自身」が天皇を含む政治形態を確立すべきである、「換言せば、連合国側の意思で彼是指揮すべきでない、とした」といいます。しかも、ポツダム宣言が要求したデモクラチック傾向の復活強化というデモクラシー主義は、社会生活体制において皆が主となる共主主義をいうので、国家の意志力たる国権の源泉が何人にあるかの話とは関係ない、ポツダム宣言第12項の国民とは「日本の国人」(Japanese people)であって、「天皇に対するものとして国民をいうのではない」といいます（佐々木・日本国憲法論）。

鵜飼は、西欧で「国民主権を確立した歴史的過程」の *people* とは「絶対君主への対立物」とであると批判します（鵜飼・季刊法律学 8）。しかし佐々木は鵜飼に反論します。この反論で重要なことは、佐々木がポツダム宣言の *people* は「日本人〔の〕総体」である（佐々木・法学論叢 57-2）といていることです。そうしますと、金森は憲法改正案の国民主権の国民を「天皇を含めた国民全体」と解しその国民が主権を有するといえますから、佐々木は金森と似た特徴をもっています。そういえるなら、国民を国民総体と捉える佐々木と国民全体と捉える金森は、国民が自らの意思を表明できない大西洋憲章の政体選択の自由思想の影響を受けているようです。まさに佐々木や金森と対照的に、美濃部は、ポツダム宣言に基づいて主権を有した「国民の代表者たる議会」が「革命的行為」として憲法を制定したといえます（美濃部・新憲法の基本原理）。したがって、国民主権の理解に関し、主権者国民が意思を表明できるかどうか争点のようです。

まとめ

戦後共産党は人民主権、高野岩三郎らの憲法研究会が国民主権をいうのは例外です。GHQが憲法草案で国民主権をいった後で、しかも 8・15 から半年後に「一種のタブー」が外れて（鵜飼・新憲法と主権）、宮沢・美濃部でさえ国民主権を本音で主張できたのです。また、丸山回顧談によれば、「天皇と一体化したような国民」を考えていた丸山眞男は、自分にと

って「天皇制を否定するということは大変なことだった」が、敗戦から「迷いに迷い」ながら半年経ってポツダム宣言の国民の自由な発表の意思に基づく政治形態の決定という考え方を自分のものにして「超国家主義の論理と心理」の論文を書いたといます（1946.3.22 脱稿；世界 5 掲載）。ですから、もしポツダム宣言第 12 項が敗戦時に国民主権をいっていたというならそれは時代の制約を無視した意見です。またタブーが外れてからも主権者国民の意思の表明をあいまいにするならそれもタブーが外れたという時代の動向の無視になります。主権論はまさに論争的概念です。それですから、ケルゼン『一般国家学』に倣う横田が人民主権をいい、人口の多い近代国家では「人民の代表者」が最高の権力（主権）を行使するというのは適切です（横田・新憲法と主権；天皇制）。したがって、国民主権の天皇制に対する歴史的緊張関係こそ天皇制護持に由来する象徴天皇制の運用の前提に置かれているべきです。

象徴天皇制の今日の問題

国民主権の下における象徴天皇制の運用の問題をいくつか取り上げましょう。

1. 憲法と皇室の関係

憲法と皇室の関係について諸説ありますが（笹川・ジュリスト 974）、以上検討したところを基にしますと、今論じる必要があるのは、政府の依拠する皇室の伝統尊重説（別名憲法と皇室のバランス論）と憲法最高法規説とを意識的に対比して考察することです。

新憲法の施行に伴い、天皇の定めた皇室典範と皇室令が廃止され、国会は新皇室典範を制定しましたが、皇室にかかわる法は新憲法の下に一元化されることはありませんでした。というのは、皇室事務の取り扱いのために宮内府の文書課長が依命通牒を出したからです。すなわち「従前の規定が廃止となり、新しい規定ができないものは、従前の例に準じて事務を処理する」。この通達によって皇室内部は規律され、新憲法に抵触する疑いのある「従前の例に準じ」たものが温存されました。その結果、新憲法の国民主権の観点から皇室内部はいかにあるべきかという課題は検討されませんでした。したがって、最高法規である憲法を皇室にどう適用するかよりも、憲法と皇室とのバランスをどうとるかが課題になりました。

2. 天皇の生前退位

(1) 天皇の新たな踏み出し

針生誠吉は 1963 年 6 月に発表された憲法調査会の意見書の中の「天皇」を分析して次のようにいいます（針生・法律時報 35-11）。

「政治的アパシーの弥漫する大衆社会において、象徴の抽象的無権能性を強調することにより……革新勢力による天皇制への積極的批判を沈黙させ、天皇制への狂信的支持よりはスター化による消極的、ムード的支持を高め……社会のすみずみに浸透せしめることが可能となれば、天皇制は、戦後の大衆社会において、望みうる失地回復を完全になしとげたことになる。」

56 年前の意見は今も当てはまります。私は、平成天皇の退位発言はその積み上げてきたところから踏み出すのでないか、象徴天皇制は新たな段階に達したのかと疑っています。

2016年に「天皇が生前退位の意向を示している」というNHKのスクープによって退位の話が起き、その後ビデオメッセージによる「おことば」によって天皇の意向がテレビで流されました。内閣は天皇の意向を受け止めて退位特例法の立法化を進めました。おことばをどう考えたらいいでしょうか。二つの論点があります。

①「国内のどこにおいても、その地域を愛し、その共同体を地道に支える市井の人々のあることを私に認識させ、私がこの認識をもって、天皇として大切な、国民を思い、国民のために祈るという務め、人々への深い信頼と敬愛をもってなし得たことは、幸せなことでした。」

②「天皇の高齢化に伴う対処の仕方が、国事行為や、その象徴としての行為を限りなく縮小していくことには、無理があろうと思われます。」

①：地域・共同体を支える「市井の人々」の存在を認識しその「国民を思い、国民のために祈る」ことは、天皇に固有ではなく、誰でもなし得る倫理的なあり方です。倫理は憲法から導き出されません。倫理は自分が決めるものです。

②：天皇が高齢で「健康を損う」とか、社会と国民への影響とかは憲法5条の摂政制度によって回避が可能です。

こうしてみますと、①②のどちらも退位特例法を設ける理由になりません。それゆえに、平成天皇と内閣国会のどちらも、憲法規定に即して象徴天皇制を運用しなかったといわざるを得ません。

(2) 憲法第1条の「国民」とは誰か

憲法にとって重大な問題は、天皇がある意向を示し、内閣国会はその意向を実現する退位特例法を制定したことです。次のような意見があります

特例法の制定に当たっては、天皇の地位は主権者である国民の総意に基づくという憲

法第 1 条の規定との兼ね合いから、国会に議席を有する各政党の代表者による会議での事前協議の結果も反映させた法律として制定される運びとなった（インターネット：退位特例法制定過程の解説）。

では天皇の地位は主権の存する「日本国民の総意」に基くというときの国民は誰ですか。憲法第 1 条は「国民の総意」として象徴天皇制の根拠をいいますが、総意を確認する手続を述べていません。そのために第 1 条の「国民」は総意を表明できません。そうしますと、憲法第 1 条の国民は、憲法第 15 条 1 項に基づいて議員を選定できるつまり意思を表明できる国民とは異なります。それゆえに、憲法第 15 条の国民によって選定された内閣国会の議員たちは「国民の総意」を忖度出来ても国民の総意を代表できません。したがって、内閣国会といえども憲法第 4 条の天皇の政治活動の禁止の制約を解除できる憲法上の権限を持っていません。

退位発言の憲法第 4 条違反の問題は、天皇の公務負担の軽減の問題とは質が違います。なぜなら、前者では憲法規定に直接抵触する行為があるからです。大衆社会が生前退位を容認するだろうという計算が議員たちにあったかもしれません。しかし、大衆の意識の視点は、制度を支える心理的事実を説明してくれるかもしれませんが、法規範は事実からは相対的に独自の性質を持ちますから、事実と法規範は別物です。ですから、憲法の法的制約が天皇との関係で緩められたのかという疑に大衆の視点は答えてくれません。

3. 大喪の礼・即位の礼・大嘗祭

天皇の代替わりでかかわる大喪の礼・即位の礼・大嘗祭の儀式等にはいろいろ憲法問題があります。簡略に述べます。

(1) これらの儀式の根幹を占めているのは皇室神道の宗教儀式です。その行事に国費が投じられるなら憲法の政教分離原則から問題が生じます。

(2) 国民と同じく天皇が信じる宗教で親族が葬儀を行うこと自体は否定できません。しかし、昭和天皇の葬儀は親族の私的な費用でなく国費で賄われ大規模でした。巨大な陵（墓）が作られました。それは主権者であった昭和天皇を誇示します。国民主権の下にある象徴天皇制にふさわしいでしょうか。

(3) 昭和天皇の場合、Xデーが近づくと国民の生活は自粛を求められ、テレビから陽気さや華やかさやお笑いの番組は消えました。天皇の容態がニュースになり、皇居前広場に平癒を祈願する記帳所が設置されました。ある新聞では、昭和天皇の病を憂えない国民はいないとまでいわれました。しかし、思想良心信仰の自由がある以上人が新聞と同じく憂えるとは限りません。ですから、あの抑え込む雰囲気は精神的自由のない恐ろしいものでした。外国の新聞が昭和天皇の戦争責任を報道してからようやく国民はこの抑圧の閉塞状

況より自由になれたのです。そうした状況の再現を経験したくありません。江戸時代では殿様の葬儀の時には歌舞音曲の類は禁止されましたが、もうそういう時代でないのです。

(4) 即位の礼では、平成天皇は大正天皇の用いた高御座に登壇しました。高御座に新天皇に登壇することには国民主権からは問題があります。

(i) 高御座は古代の神話をあしらっています。高御座に新天皇に登壇することは国民とは無関係な支配者一族の古代の神話の継承の象徴になります。したがって、新天皇の位の根拠が主権者国民の総意にあることとどう折り合いを付けるのかが問われます。

(ii) 海部総理大臣は平成天皇に即位を祝して万歳を唱えたとき、総理大臣は高御座に登った天皇を見上げるような高低差を示す位置関係にありました。したがって、国民から選ばれた議員である総理大臣が世襲に基く天皇を見上げて万歳を唱えるのは、国民主権にはふさわしいか、と問われます。

(5) 即位の礼で平成天皇は高御座から憲法順守を誓う「おことば」を述べました。アメリカの憲法の例によれば、大統領が就任に際し憲法に忠誠を誓うときの文言は厳格に憲法が定めています。日本国憲法第 99 条は天皇他に憲法尊重擁護義務を課していますがその就任に際して何か言うか言わないかどちらも定めていません。憲法が定めていないことを天皇がおことばで表明することは憲法第 99 条の一つの解釈を示す政治活動にはかならず、天皇の政治活動の禁止に抵触します。

(6) 大嘗祭は内廷費で行うべきであると秋篠宮がいました。この発言を合憲という意見があります。憲法第 4 条は政治活動の禁止を天皇についていっているが皇族についてでないのでしょうか。しかし、疑問があります。

(i) 憲法第 2 条が皇位の継承を世襲によるとしているので、皇族は憲法第 1 条の制約を受ける天皇と無関係でありませぬ。憲法第 1 条の天皇の政治活動の禁止の趣旨は、天皇が政治に影響を与えて国民の間に対立を引き起こしては国民統合に役立たないからです。皇族とて同じではないでしょうか。

(ii) 憲法第 88 条によって、皇室財産はすべて国にはく奪没収されましたが、内定費、宮廷費、皇族費によって埋め合わせが行われています。したがって、皇族は国から支給される金銭で生活します。公務員と変わりませぬ。そうしますと、猿払事件では現業郵便局員が、非番の時に自分の支持する政党のために郵便物の発送をして、公務員の政治活動禁止に反するという理由で厳しく処罰されました。それでは、皇族は生活費の支給を受けながら政治活動をしてもいいのでしょうか。

(iii) 秋篠宮の発言は肉声として歓迎する空気があります。発言は法的に熟慮されたものかどうか真意は部外者にわかりませぬから、慎重に受け止めるべきです。さもなければ面白がる無責任なものになります。美濃部を参照しますと、政治活動が天皇に許されれば

それは国民と変わりなく、もはや天皇でなく一個人です。皇族も同じです。例えば、日本国憲法第 19 条が思想良心の自由を保障していますから、その皇族は自己の思想良心にしたがった生き方を貫いて皇族であることを辞すか、皇室の伝統の枠内には収まりがつかない想いを抱き続けるかの岐路に立たされるはずで、両立はあり得ません。なぜなら、国民の有する思想良心の自由や各種人権は特権階級に抗して保障され獲得された権利だからです。

4. 自民党憲法改正草案における天皇制の問題：今日の問題にかかわって

(1) 自由民主党の憲法改正草案(2012)の天皇制には、現行憲法にない特徴が見えます。草案前文には、日本国は、国民統合の象徴である「天皇を戴く国家」であり、「国民主権」の下に三権分立により統治されるとあります。したがって、象徴天皇制を前提にした国民主権がいられています。この象徴天皇制のとらえ方は、天皇主権から国民主権への歴史的転換を無視しています。草案の歴史認識が見えます。つまり自民党は、1945 年のポツダム宣言受諾に基づく敗戦の結果明治憲法改正による日本国憲法制定によって、天皇主権が否定されて国民主権が登場したことを受け入れることが出来ない。そこで、国民主権を否定するのではなく受け入れるとしても、しかし、象徴天皇制の下に国民主権を位置づける形をとって、明治憲法の天皇主権との連続を図る歴史的妥協を企てています。草案は、国民主権を認めている以上明治憲法の単純な復古を示していません。しかし、改正草案は天皇を元首とする、国旗国歌元号を明記する、こうして歴史的に連続させる強い意思を表しています。

(2) 草案は、天皇の政治活動を禁止する第 4 条を定めて天皇を政治の領域から遠ざけておきながら、「戴く」に象徴されるように、一切の栄誉の源泉を天皇に帰していることは注意すべきです。草案 Q&A では元首は「国の第一人者」といられています。天皇は国内外で儀礼上の栄誉を受けるあるいは与える存在になりえます。その結果、教育の現場では「日の丸」「君が代」の強制がいつそう進出し、国民の精神的自由の制約が憲法によって正当化されるでしょう。

もし大衆天皇制論が象徴天皇制の根拠づけに活用されるなら、天皇制に対する国民主権の規範的な緊張感は薄められるでしょう。例えば、資本力のあるマスコミによって、憲法改正によらなくとも、「国の第一人者」として天皇を遇するのは当然とする国民大衆の意識が作り出されるでしょう。もちろん、官僚軍部の組織力と大土地地主制・家制度に支えられていた統治権の総覧者としての威圧をもって、国民大衆を服従させていた明治憲法下の天皇制と、国民主権を受け入れている巨大な資本主義社会やマスコミという存在条件に大きく影響されている戦後の大衆天皇制はその根拠において大きくことなることはたしか

です（松下圭一）。にもかかわらず、新憲法下の天皇制は、血統という生れに基づくから本質的に民主主義とは一致しないことは「どこまでも忘れてはならない」という有力な意見があります（横田喜三郎）。ここに大衆天皇制のアキレス腱があることは無視できないでしょう。そのために、横田は民主主義と矛盾する側面を意識するがゆえに「天皇が絶対に政治に関係しないようにすることが必要である」と力説します。すでに述べましたが、平成天皇が憲法第 4 条の政治活動の禁止に抵触するさまざまな発言をしていて、それに対する内閣国会の議員たちの行動には天皇に対する国民主権の規範的拘束力を弱める懸念を否定できないでしょう。

結びとして

1. 戦前の不敬罪の復活はないと断言はできませんが、そうしたハードな思想動員より、マスコミを通して天皇とその家族の情報の伝播によって国民と天皇皇族の一体感を形成する情緒的な思想動員には警戒が欠かせません。ある情報が一定の意図をもって継続的に流されるといつのまにか人間の意識はその方向に変質させられるからです。その結果、国民一般と天皇皇族の間では生れによる差別があり、本質的に平等はなく、国民間の差別がぼかされます。

この点で、新たな問題が生じています。すなわち、外国人労働者が労働力不足を補う名目で日本社会に、今以上に受け入れられるでしょう。彼らは、低賃金、劣悪な労働環境、異質な文化的環境で、平等な人間ではなくて利用価値のある物として非人格的に扱われて、差別と蔑視に苦しむでしょう。人間が生きるうえで差別と蔑視がどんなに人を苦しめるかは、日本は、韓国（朝鮮）に対する植民地支配で経験したはずです。にもかかわらず、植民地支配のかかる歴史的経験は今も徹底して清算されていない。そして、今度は高齢化社会における労働力不足という日本社会の内なる社会条件が人間の差別と蔑視を再生産する客観的な事態を突き付けています。

2. 差別と蔑視の根本が天皇制にあるとしても、現実の社会にある差別と蔑視の改善は進められなければなりません。まさに憲法は「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」といって屈服することなく人々の生きる希望を語っています。そして「まことに、あなたは弱い者の砦／苦難に遭う貧しい者の砦／豪雨を逃れる避け所／暑さを避ける陰となられる」（イザヤ 25 章 4 節）という聖書のこの言葉を知るものとして、私たちは、過去と今の時代の人々の生きる実情を見続け、正義と公平の実現に向けて歩まなければなりません。その歩みを支える人々の信仰が曇りなくこの世界を捉えるその自由を大切にしたい。了